

第13回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成30年6月27日(水) 午後2時00分より
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

第13回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成30年6月27日(水) 14時00分
2. 閉会時間 平成30年6月27日(水) 14時53分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 12名
5. 欠席委員者の数 6名
6. 出席推進委員の数 6名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 農業用施設届について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 非農地証明願について
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第6号議案 平成29年度の活動点検・評価(案)及び平成30年度の活動計画(案)について

午後2時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第13回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番・・・・・・ 委員、・番・・・・・・ 委員、・番・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・番・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、2件 3筆 1, 467. 32平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は2ページから3ページに記載のとおりで、1件 19筆 12, 713平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農業用施設届について報告します。

議案集は4ページに記載のとおりで、1件1筆 1. 32平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

第1号議案の所有権移転申請1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑2筆665平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、10,126平方メートルで、農機具は、トラクター1台、動噴1台、軽トラック1台、2トントラック1台、を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で65年の農作業歴があります。

子と2人で農業を営んでおり、西瓜を作付し、通作距離は自宅より2キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。第1号議案の所有権移転申請2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・

さんです。田2筆1, 486平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、18,098平方メートルで、農機具は、トラクター2台、田植機1台、軽トラック2台、コンバイン1台、を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で60年の農作業歴があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稻、葉菜類を作付し、通作距離は自宅より1キロメートルと
いうことで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請3番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。

第1号議案の所有権移転申請3番の譲渡人は、……の……さん、譲受人は、同一世帯である……さんです。畑2筆1, 322平方メートル、田1筆328平方メートルの合計1, 65

0平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、17,387平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、動噴1台、軽トラック1台、トラック2台、を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農家で42年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、馬鈴薯、人参、大根を作付し、通作距離は自宅より500メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について説明します。

第1号議案の所有権移転申請4番の譲渡人は、. . . の さん、譲受人は、. . . の さんです。畑1筆402平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、7,033平方メートルで、農機具は、トラクター2台、田植機1台、動噴1台、人参洗浄機1台、軽トラック1台、リフト1台、を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の譲受人は、農家で70年の農作業歴があります。

子と孫の3人で農業を営んでおり、水稻、人参、レタスを作付し、通作距離は自宅より100メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番について説明します。

第1号議案の所有権移転申請5番の譲渡人は、. . . の さん、譲受人は、. . . の さんです。田1筆769平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、7,691平方メートルで、農機具は、トラクター1台、を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の譲受人は、農家で49年の農作業歴があります。

妻と弟の3人で農業を営んでおり、水稲、メロンを作付し、通作距離は自宅より300メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の5番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請6番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番について説明します。

第1号議案の所有権移転申請6番の譲渡人は、……の……さん、譲受人は、……の……さんです。畑1筆1,044平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、7,122平方メートルで、農機具は、トラクター1台、トラック1台、を

所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請の6番について報告します。

6番の譲受人は、兼業農家で35年の農作業暦があります。

ブルーベリーを作付し、通作距離は自宅より550メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の6番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請7番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の7番について説明します。

第1号議案の所有権移転申請7番の譲渡人は、. . . の さん、譲受人は、. . . の さんです。畑2筆165平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、6,196平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、管理機1台、軽トラック1台、を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、譲受人は、市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

譲受人は、兼業農家で40年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、みかん、柿、ブドウを作付し、通作距離は自宅より10キロメートルということで、問題なしと判断しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の7番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の7番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の7番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請8番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の8番について説明します。

第1号議案の所有権移転申請8番の譲渡人は、……の……さん、譲受人は、……の……株式会社 代表取締役 ……さんです。畑1筆62平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は7,879平方メートルで、農機具は、トラクター1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、譲受人は、市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

8番の譲受人は、農地所有適格法人で4年の農作業歴があります。

養鶏を営んでおり、タマネギを作付し、通作距離は車で1時間15分ということで、問題なしと判断しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の8番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の8番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の8番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について説明します。

1番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地897平方メートルに、木造平屋建て住宅2棟を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は里道を挟んで農地、東側は道路、南側及び西側は農地となっております。

南側には、申請人所有の農地もあることから、通作のため、西側の隣接地から控えて申請がされております。

雨水は敷地内を經由して、新設した側溝及び道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由し、道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地426平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は農地、南側は道路を挟んで譲受人所有の宅地、西側は島原鉄道の線路敷となっております。

雨水は溜桝を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地132平方メートルを譲り受け、隣接する住宅兼事務所の作業場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で土地改良事業の施行区域内であることから、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地法第5条第2項の農地転用の不許可の例外（農地法施行令第11条第1項第2号ハ・農地法施行規則第35条5号「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路を挟んで農地、東側及び南側は農地、西側は譲受人所有の宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和44年月日不詳頃から隣接する・・・番2の宅地と一体に住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・・

委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、周囲はすべて宅地となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体に住宅用地として使用されており、非農地証明を交付するこ

とに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第4号議案 非農地証明願いの2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

2番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は平成5年月日不詳頃から自宅に附帯する倉庫用地として利用されていましたが、平成29年12月28日に取り壊し、現在は車両置場として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・・

委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は申請人所有の宅地、東側は道路、南側及び西側は太陽光発電施設が設置された雑種地となっております。

現地を見ますと、倉庫は取り壊され、現在は車両置場として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第4号議案 非農地証明願いの3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

3番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は平成元年月日不詳頃から農業用施設用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・・

委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は申請人所有の宅地、北側以外の周囲は申請人所有の農地となっております。

現地を見ますと、農業用施設用地として農業用倉庫が建っており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第4号議案 非農地証明願いの4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの4番について説明します。

4番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和53年月日不詳頃から土地に傾斜があり
作付ができず、山林となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、周囲は山林となっております。

現地を見ますと、申請地は傾斜地であり作付ができず山林となっており、非農地証明を交付する
ことに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の4番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第4号議案 非農地証明願いの5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの5番について説明します。

5番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和30年月日不詳頃から鶏舎用地として利用されておりましたが、平成13年頃に取り壊し、現在は駐車場として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・・

委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの5番について報告します。

5番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は雑種地、南側及び西側は山林となっております。

現地を見ますと、鶏舎は取り壊され、現在は駐車場用地として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の5番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の5番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程しま

す。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集10ページから15ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 7件 19筆 25,173.00㎡

耕作権の再設定 14件 59筆 54,631.00㎡

合計 21件 78筆 79,804.00㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集16ページに記載のとおりで、2件 4筆 3,222.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

次に、第6号議案、平成29年度の活動点検・評価（案）及び平成30年度の活動計画（案）について、上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、平成29年度の活動点検・評価（案）及び平成30年度の活動計画（案）について説

明いたします。

この点検・評価及び活動計画につきましては、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」の通知に、農業委員会は毎年、当該年度の活動に対する点検・評価結果及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定し、これをホームページ等により公表することとなっています。

別添2の資料をご覧ください。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について説明いたします。

主要な部分を説明いたします。

1ページにつきましては、平成29年4月1日現在の島原市農業委員会の状況で、農地面積、農家数、農業者数等及び平成29年度中の農業委員会の体制では、平成29年7月から新体制に移行しましたので、その体制を記載しております。

2ページをご覧ください、担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、2の平成29年度の目標及び実績で、達成率が97.9パーセントとなり、目標に近い数字となっております。

3ページをご覧ください、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、目標が1経営体に対して1経営体の実績があり、これについては目標を達成しております。

4ページをご覧ください、遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、解消目標が2ヘクタールに対して、実績が2.7ヘクタールで目標は達成しておりますが、新規確認遊休農地が2.8ヘクタールとなり、実質的に若干の増となったところであります。今後も解消に向けての活動を行っていきたいと考えております。

5ページをご覧ください、違反転用への適切な対応につきましては、29年度で約70㎡の該当がありましたので、今後も利用状況調査や広報により周知をしていきたいと考えております。

6ページをご覧ください、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきましては、平成29年度で農地法第3条の許可件数が、50件、農地転用の申請件数が、62件であります。

7ページをご覧ください、農地所有適格法人数が17法人、内、2件報告書未提出の農地所有適格法人がありますが、引き続き提出されるよう催告していきたいと考えております。

また、情報の提供等については、賃貸借の申請件数が、246件、農地の移動等については、408件となっております。

8ページをご覧ください、地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、特に意見はありませんでした。また、事務の実施状況の公表等につきましては、総会の議事録、活動計画の点検・評価をホームページにより公表をいたしております。

以上が、平成29年度の活動点検・評価（案）でございます。

次に、平成30年度の活動計画（案）について説明いたします。

9ページをご覧ください、平成30年4月1日現在の島原市農業委員会の概要で、農地面積、農家数、農業者数等及び農業委員会の現在の体制を記載しております。

10ページをご覧ください。

初めに、担い手への農地の利用集積・集約化、新規参入促進及び遊休農地に関する措置における、平成30年度の各項目の目標設定につきましては、平成30年2月の総会で承認されました「島原市

農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき設定いたしております。

担い手への農地の利用集積面積は、新規で28ヘクタールの目標でございます。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、平成29年度の目標が1経営体に対して、本年度の目標は2経営体の目標を設定しております。

11ページをご覧ください、遊休農地に関する措置につきましては、平成30年度の目標は、平成29年度2ヘクタールに対して3.3ヘクタールを設定しております。

また、農地パトロール日程につきましては、本年度も8月～9月にかけて実施する予定であります。各地区の日程につきましては、来月開催の推進委員参加による合同総会終了後、各地区で協議していただく予定であります。

次に、違反転用への適切な対応につきましては、平成29年度該当事案が若干ありましたので、本年も、農地所有者への啓発等を行い、違反転用者が出ないように活動をしていきたいと考えております。

以上で平成29年度の活動点検・評価（案）及び平成30年度の活動計画（案）について説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案、平成29年度の活動点検・評価（案）及び平成30年度の活動計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案、平成29年度の活動点検・評価（案）及び平成30年度の活動計画（案）は承認することに決定します。

以上で、第13回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第13回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時53分